

西濃用水第三期地区
西部幹線水路平尾第三暗渠耐震化対策他補修工事

特 別 仕 様 書

項 目	内 容	備 考
第 1 章 総則	西濃用水第三期地区西部幹線水路平尾第三暗渠耐震化対策他補修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第 2 章 工事内容		
1. 目 的	本工事は、国営西濃用水第三期土地改良事業計画に基づき、西部幹線水路の耐震化対策及び補修工事を行うものである。	
2. 工事場所	岐阜県不破郡垂井町平尾地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L = 1,775.950m 施工始点 測点No. 110+28.320 施工終点 測点No. 128+4.270 内訳 （１）耐震化対策工 L = 54.000m あと施工せん断補強鉄筋工 1,842箇所 無収縮モルタル増厚工 42m³ 伸縮可とう継手工 7 箇所 （２）水路補修工 L = 1,721.950m 目地補修工 611.5m 止水バンド工 151箇所	
4. 工事数量	別紙 1 「工事数量表」 のとおりである。	
第 3 章 施工条件		
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は、休日等月当たり11日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。	
2. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
3. 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時から午前9時まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
4. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1－1－9に規定している現場技術員を配置する。 なお、氏名等については、別に通知する。	

項 目	内 容		備 考				
第4章 現場条件							
1. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分な連絡・調整を行い工事工程に支障が生じないようにしなければならない。 <table><tr><th>工事名</th><th>施工予定時期</th></tr><tr><td>揖西幹線水路神戸暗渠耐震化対策他補修工事（仮称）</td><td>令和6年10月～令和7年3月</td></tr></table>		工事名	施工予定時期	揖西幹線水路神戸暗渠耐震化対策他補修工事（仮称）	令和6年10月～令和7年3月	
工事名	施工予定時期						
揖西幹線水路神戸暗渠耐震化対策他補修工事（仮称）	令和6年10月～令和7年3月						
2. 第三者に対する措置							
（1）騒音及び振動対策	騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告し、対策について協議するものとする。						
（2）保安対策	本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。						
（3）交通対策	資機材等の搬入・搬出時における道路上への作業車両の停車については、事故防止に十分注意を払うとともに、一般交通に支障を及ぼさないような措置を講じなければならない。						
（4）耕作者対策	工事期間中、工事区域周辺の農地で耕作を行っているので、これらの耕作を妨げないよう留意しなければならない。 なお、耕作者等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、その対策について監督職員と協議するものとする。						
（5）資材等の仮置き	水路用地内に資材等を仮置きする場合は、第三者及び作業員への安全を確保するとともに、用水管理に支障が生じないよう、受注者の責任において管理するものとする。						
（6）その他	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。						
3. 関係機関との調整	関係機関との協議は、発注者側において工事着手までに完了する予定である。 ただし、任意仮設備に関するものは、監督職員と打合せの上、受注者が必要な手続きを行わなければならない。						
第5章 指定仮設							
1. 一般事項	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、受注者は、共通仕様書3－20－1に基づき指定仮設を含む仮設工の実施に先立ち現場条件を十分に検討し、構造、規模、施工方法等を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 また、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は、設計図書等を監督職員に提出し、協議するものとする。						
2. 工事用進入路	工事用進入路として使用する道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障を来さないよう、受注者の責任において適切な維持管理を行わなければならない。 また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。						

項 目	内 容	備 考																				
3. 換気設備	換気設備については、酸素欠乏症等防止規則第5条に基づき、酸素濃度を18%以上に保つための換気設備を設置するものとする。 なお、施設の規模、施工方法、施工条件等を考慮したうえで、施設内を換気するのに効果的な設備を選定し、排気ガス等の流入を防止するよう留意しなければならない。																					
4. 水替工	工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。 平尾第一サイホンの残水処理後は、上流の片山トンネルからの湧水があるため、施工期間中は常時排水とする。 なお、残水処理及び残水処理後の常時排水（Q= 6 ～30m³/h）は24時間運転を想定している。 （1）平尾第一サイホン（14号マンホール） 残水処理 測点No. 110+28. 32～113+34. 82：Q=1, 505m³ （2）平尾第二サイホン（15号マンホール） 残水処理 測点No. 114+60. 93～117+14. 86：Q=998m³ （3）平尾第三暗渠 残水処理 測点No. 118+98. 69～119+52. 69：Q=31m³																					
第6章 工事用地等																						
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。																					
2. 工事用地等の使用及び返還	工事施工に先立ち、監督職員立会のうえ、借地範囲等の確認を行わなければならない。 また、工事完了後は、原形復旧等必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。																					
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。																					
第8章 工事用材料																						
1. 規格及び品質 （1）耐震化対策工	本工事に使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1）鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 JIS G 3112 2）せん断補強鉄筋 SD345 JIS G 3112 3）あと施工せん断補強鉄筋工用充填材モルタル あと施工せん断補強鉄筋工で使用するモルタルカプセルは、次の性能を有しているものとする。 <table border="1"><tr><th rowspan="2">水セメント比 （%）</th><th rowspan="2">ブリーディング率 （%）</th><th rowspan="2">膨張収縮率 （%）</th><th rowspan="2">施工可能時間 （分）</th><th colspan="4">圧縮強度（N/mm2）20℃水中養生</th></tr><tr><th>3 時間</th><th>1 日</th><th>7 日</th><th>28 日</th></tr><tr><td>40±3</td><td>0.00</td><td>0.00～ 1.00</td><td>2～10 （気温 20℃）</td><td>20 以上</td><td>42 以上</td><td>58 以上</td><td>60 以上</td></tr></table> 4）無収縮モルタル 圧縮強度 21N/mm²以上 JSCE－K561	水セメント比 （%）	ブリーディング率 （%）	膨張収縮率 （%）	施工可能時間 （分）	圧縮強度（N/mm2）20℃水中養生				3 時間	1 日	7 日	28 日	40±3	0.00	0.00～ 1.00	2～10 （気温 20℃）	20 以上	42 以上	58 以上	60 以上	
水セメント比 （%）	ブリーディング率 （%）					膨張収縮率 （%）	施工可能時間 （分）	圧縮強度（N/mm2）20℃水中養生														
		3 時間	1 日	7 日	28 日																	
40±3	0.00	0.00～ 1.00	2～10 （気温 20℃）	20 以上	42 以上	58 以上	60 以上															

項 目	内 容	備 考																																							
(2) 目地補修工 (3) 継手補修工 2. 見本又は資料の提出	5) 伸縮可とう継手 <table border="1"><thead><tr><th>品質項目</th><th>単位</th><th>規格値等</th></tr></thead><tbody><tr><td>耐内水圧</td><td>MPa</td><td>0.02以上</td></tr><tr><td>耐外水圧</td><td>MPa</td><td>0.07以上</td></tr><tr><td>適用沈下量</td><td>mm</td><td>40以上</td></tr><tr><td>適用伸縮量</td><td>mm</td><td>10以上</td></tr><tr><td>ゴム材質</td><td></td><td>水道用ゴムⅠ類 (JIS K 6553)</td></tr><tr><td>固定金具及び補助金具</td><td></td><td>SUS304</td></tr></tbody></table> ※同時に満たすものとする。 1) 目地修復材 別添 1 1) SUS 製止水バンド 口径 φ2,300mm 内水圧 1.0Mpa を許容 外水圧 0.1Mpa を許容 止水ゴム材質 水道用ゴム (JIS K 6353) ステンレス鋼板 SUS304 (JIS G 430 又は4305) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。 <table border="1"><thead><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr></thead><tbody><tr><td>鉄筋</td><td>ミルシート、試験成績書</td></tr><tr><td>せん断補強鉄筋</td><td>ミルシート、試験成績書</td></tr><tr><td>せん断補強充填材</td><td>試験成績書、配合報告書</td></tr><tr><td>無収縮モルタル</td><td>配合報告書</td></tr><tr><td>伸縮可とう継手</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>目地補修材</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>止水バンド</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>その他監督員が指示するもの</td><td>試験成績書、見本、カタログ等</td></tr></tbody></table>	品質項目	単位	規格値等	耐内水圧	MPa	0.02以上	耐外水圧	MPa	0.07以上	適用沈下量	mm	40以上	適用伸縮量	mm	10以上	ゴム材質		水道用ゴムⅠ類 (JIS K 6553)	固定金具及び補助金具		SUS304	材 料 名	提 出 物	鉄筋	ミルシート、試験成績書	せん断補強鉄筋	ミルシート、試験成績書	せん断補強充填材	試験成績書、配合報告書	無収縮モルタル	配合報告書	伸縮可とう継手	カタログ、試験成績書	目地補修材	カタログ、試験成績書	止水バンド	カタログ、試験成績書	その他監督員が指示するもの	試験成績書、見本、カタログ等	
	品質項目	単位	規格値等																																						
	耐内水圧	MPa	0.02以上																																						
	耐外水圧	MPa	0.07以上																																						
	適用沈下量	mm	40以上																																						
	適用伸縮量	mm	10以上																																						
	ゴム材質		水道用ゴムⅠ類 (JIS K 6553)																																						
	固定金具及び補助金具		SUS304																																						
	材 料 名	提 出 物																																							
	鉄筋	ミルシート、試験成績書																																							
せん断補強鉄筋	ミルシート、試験成績書																																								
せん断補強充填材	試験成績書、配合報告書																																								
無収縮モルタル	配合報告書																																								
伸縮可とう継手	カタログ、試験成績書																																								
目地補修材	カタログ、試験成績書																																								
止水バンド	カタログ、試験成績書																																								
その他監督員が指示するもの	試験成績書、見本、カタログ等																																								
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 <table border="1"><thead><tr><th>材 料 名</th><th>検査、試験項目</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>鉄鋼材類</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>無収縮モルタル</td><td>付着強度、圧縮強度、曲げ強度</td><td>現場搬入時及びプラント</td></tr><tr><td>せん断補強鉄筋</td><td>外観、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>伸縮可とう継手</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>目地補修材</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>止水バンド</td><td>外観・形状・寸法</td><td>現場搬入時</td></tr></tbody></table>	材 料 名	検査、試験項目	備考	鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時	無収縮モルタル	付着強度、圧縮強度、曲げ強度	現場搬入時及びプラント	せん断補強鉄筋	外観、寸法	現場搬入時	伸縮可とう継手	外観、形状、寸法	現場搬入時	目地補修材	外観、形状、寸法	現場搬入時	止水バンド	外観・形状・寸法	現場搬入時																			
材 料 名	検査、試験項目	備考																																							
鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時																																							
無収縮モルタル	付着強度、圧縮強度、曲げ強度	現場搬入時及びプラント																																							
せん断補強鉄筋	外観、寸法	現場搬入時																																							
伸縮可とう継手	外観、形状、寸法	現場搬入時																																							
目地補修材	外観、形状、寸法	現場搬入時																																							
止水バンド	外観・形状・寸法	現場搬入時																																							

項 目	内 容				備 考	
第9章 施工 1. 一般事項 (1) 検測又は確認 (施工段階確認)	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。 ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。					
	2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。					
	工種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象		
	下地処理工	外観	初期施工段階で 1箇所	○		
	あと施工せん断補強鉄筋工	削孔径、削孔深さ、施工位置	初期施工段階で 1箇所	○		
	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	初期施工段階で 1箇所	○		
	無収縮モルタル	外観、付着強度、厚さ	初期施工段階で 1箇所	○		
	伸縮可とう継手工	施工状況	初期施工段階で 1箇所	○		
	目地補修工	切削幅及び深さ、外観	初期施工段階で 1箇所	○		
	止水バンド工	管内面状況、設置部の下地処理状況	初期施工段階で 1箇所	○		
		止水バンド高さ、ボルト締付トルク	初期施工段階で 1箇所	○		
	2. 建設資材廃棄物等の搬出	建設資材廃棄物等の搬出				
		本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。				
		建設資材廃棄物	処 理施設名	住所	受け入れ時間	事業区分
		無筋コンクリート塊	(株) 研木村	岐阜県大垣市 荒川町東大ダ ラ 917-1	8:00～16:30	中間処理業者
合成ゴムくず等	(株) 神谷商会リサイクルセンター	愛知県弥富市 東末広九丁目 59 番地	8:00～17:00	〃		
混合廃棄物	(株) 神谷商会リサイクルセンター	愛知県弥富市 東末広九丁目 59 番地	8:00～17:00	〃		

項 目	内 容			備 考								
3. 特定建設資材の 分別解体等	工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法								
		①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用								
		②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用								
		③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用								
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用								
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用								
		⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用								
4. 有価物受入地	本工事で撤去する有価物の受入地は、設計図面に示すとおり確保しており、その名称及び搬出予定有価物は次のとおりとする。 なお、有価物は受入地に搬出する前に監督職員立会のもと重量を量り、その結果を工事現場発生材報告書と併せて監督職員に報告するものとする。 <table><tr><td>名 称</td><td>所 在</td><td>搬出予定金属類</td><td>摘要</td></tr><tr><td>神戸仮置場</td><td>岐阜県安八郡神戸町地内</td><td>伸縮可とう継手金物</td><td>撤去物</td></tr></table>				名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要	神戸仮置場	岐阜県安八郡神戸町地内	伸縮可とう継手金物	撤去物
名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要									
神戸仮置場	岐阜県安八郡神戸町地内	伸縮可とう継手金物	撤去物									
5. 耐震化対策工 (1) 高圧洗浄工	高圧洗浄工は、同時吸引式ウォータージェット工法を想定している。この工法以外により下地処理を行う場合は、監督職員と協議しなければならない。ろ過機で汚水は中和処理されることから、PHが6.0～7.5以内であることを計測した上で水路に流すこととし、分離された廃材は混合廃棄物として産廃処理することとする。下地処理で必要となる水については、15号分木工下流（平尾第二サイホン）からの水を使用することとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 また、高圧洗浄後の付着強度が、所定強度を満足しない場合は、ただちに監督職員に報告するとともに、その対策について協議するものとする。											
(2) あと施工せん断補強鉄筋工	1) あと施工せん断補強鉄筋工の施工位置は、設計図面に示す位置とするが、あらかじめ鉄筋探査機等を用いて、既設構造物の主筋及び配力筋の位置を調査し、結果を監督職員に報告するものとする。 2) 前項1)の調査結果を基に、主筋及び配力筋の切断が生じないように十分注意して、既設構造物を削孔するものとする。 なお、削孔位置、施工方法等、あと施工せん断補強鉄筋工の施工及び管理に関する事項を記載した施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。 3) 背面側の主鉄筋の内面位置にせん断補強鉄筋の先端が高止まった場合は監督職員に報告するものとする。 4) 削孔内の壁面に付着した切粉やコンクリート片は、適切な方法により入念に清掃し、除去するものとする。 5) せん断補強鉄筋は、所定の位置にモルタルカプセルを用いて既											

項 目	内 容	備 考
	設コンクリートと一体となるよう定着させるものとする。 6) モルタルカプセルは、気泡の発生が無くなるまで(2～5分間)水中(真水、水道水等)に浸漬しなければならない。 また、浸漬後は速やかに削孔内に挿入する。 7) せん断補強鉄筋の打込み完了後は、十分な養生を行う。 また、気温が低い場合は、既存コンクリート面を5℃以上に保たなければならない。 8) あと施工せん断補強鉄筋工は、RMA工法(先端斜めカット)により、以下の不足せん断耐力の補強を満足させることを想定している。 頂版 不足せん断耐力 63.7kN/m 側壁 不足せん断耐力 69.8kN/m 底版 不足せん断耐力 188.9kN/m ただし、同等以上の性能を有する他の工法を排除するものではない。	
(3) 増厚工	1) 工法については、無収縮モルタル増厚工とし、材料は無収縮モルタルを用いるものとする。 2) 無収縮モルタルは、乾燥収縮によるひび割れが少ないものを用いることとする。 3) 施工に当たっては、設計図書に示す厚さが確保されているか確認しながら行うものとする。	
(4) 伸縮可とう継手工	1) 伸縮可とう継手工の設置に先立ち、詳細な施工方法及び手順をとりまとめ、監督職員に提出し、承諾を得るものとする。 2) アンカーの削孔については、既設の鉄筋に干渉しないよう削孔するものとする。 3) 伸縮可とう継手の取付時は、取付箇所の異物を除去し圧着を確認後、固定金具で固定すること。	
6. 目地補修工		
(1) 補修範囲の確認	補修範囲は、図面に示す目地を対象としているが、施工に先立ち補修範囲を確認するものとする。	
(2) 準備工	1) 施工に支障となる堆積砂、ゴミ等についてはスコップ等により丁寧に除去するものとする。 2) 補修箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について、監督職員と協議するものとする。	
(3) 目地補修工 (目地成型ゴム挿入工)	1) 目地に沿って幅30mm程度、深さ30mm程度にコンクリートカッターにより切断し、コンクリートチッパー等により箱抜きを行うものとする。 2) 箱抜き内部の粉塵等をワイヤーブラシ、刷毛等で丁寧に除去した後、プライマーを丁寧に塗布するものとする。 3) 成型ゴムの挿入に当たっては、事前に成型ゴム側面に接着剤を塗布し、箱抜き部にねじれが生じないように丁寧に成型ゴムを挿入するものとする。 なお、1 施工目地には連続した成型ゴムを用いるものとし、複数の成型ゴムを突き合わせにより施工する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。既設目地部コンクリートに所定の目地幅で墨入れし、コンクリートカッターを入れた後、コンクリートチッパー等により所定の幅及び深さまで箱抜きしなければならない。	
7. 止水バンド設置工		
(1) 一般事項	1) 工法は、止水バンド工法を想定している。この工法以外により継手補修を行う場合は、監督職員と協議しなければならない。 2) 使用材料は、直射日光を避け、ゴミ、降雨等の影響を受けないように保管するものとする。	

項 目	内 容	備 考															
(2) 準備工 (3) 下地処理 (4) 止水バンド設置	3) 作業に当たっては、「酸素欠乏症防止等規則（昭和47年 9 月30 日労働省令第42 号）」に基づき、あらかじめ酸素欠乏測定器で調査をするとともに、換気を十分に行うなど、酸素欠乏事故等を起こすことのないように注意して施工しなければならない。 4) 施工時の作業環境（湿度、温度、管内面状況）に十分留意し、適切な環境条件下で安全に施工できるよう努めるものとする。 5) 各施工段階での作業時間、養生時間を十分考慮し、施工を行うものとする。 6) 品質に重大な影響を及ぼす恐れのある事態が発生した場合は、遅滞なく監督職員と協議し、適切な措置を講じるものとする。																
	1) 継手部背面から湧水が流入する場合は、止水処理又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。																
	1) 清掃 止水バンドの施工に先立ち、ウエス等により管内面のゴミ、埃、泥等を除去し、止水バンドが管内面に密着できるよう清掃を行うものとする。																
	2) マーキング（芯出し） 管継手に対して止水バンドが均等に設置されるようにマーキング（芯出し）を行った上で施工するものとする。 止水バンドの施工に当たっては、作業計画書を提出して、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、設置位置については、設計図書に示すとおりであるが、変更がある場合は監督職員と協議するものとする。																
第10章 施工管理																	
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第 1 編 1－1－10に規定する（1）、（2）又は（3）の資格を有する者でなければならない。																
2. 施工管理																	
(1) 施工管理の追加項目	本工事の施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」（以下「施工管理基準」という。）によるものとし、これに定めのない追加項目とその管理基準値等は次によらなければならない。 なお、施工管理基準と追加項目に定めのない項目については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承認を得るものとする。																
(2) 出来形管理	直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。 ただし、下表に寄り難い場合は事前に監督職員と協議するものとする。 1) あと施工せん断補強鉄筋工 ①直接測定による出来形管理																
	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>管理基準値</th><th>規格値</th><th>測定基準</th></tr><tr><td colspan="2">削孔径</td><td>設計値± 2 mm</td><td>設計値± 2 mm</td><td>1 バレル当たり 1 箇所</td></tr><tr><td>削孔深さ</td><td>頂版</td><td>設計値± 12.5 mm※¹</td><td>設計値± 12.5 mm※¹</td><td>1 バレル当たり 1 箇所</td></tr></table>	項 目		管理基準値	規格値	測定基準	削孔径		設計値± 2 mm	設計値± 2 mm	1 バレル当たり 1 箇所	削孔深さ	頂版	設計値± 12.5 mm※ ¹	設計値± 12.5 mm※ ¹	1 バレル当たり 1 箇所	
項 目		管理基準値	規格値	測定基準													
削孔径		設計値± 2 mm	設計値± 2 mm	1 バレル当たり 1 箇所													
削孔深さ	頂版	設計値± 12.5 mm※ ¹	設計値± 12.5 mm※ ¹	1 バレル当たり 1 箇所													

項 目	内 容					備 考	
		底版	設計値± 12.5 mm※ ¹	設計値± 12.5 mm※ ¹	1 バレル当たり 1 箇所		
		側壁	設計値± 9.5 mm※ ¹	設計値± 9.5 mm※ ¹	1 バレル当たり 1 箇所		
	削孔 間隔 (横)	頂版	b=215 mm以内※ ²	±25 mm	1 バレル当たり 1 箇所		
		底版	b=265 mm以内※ ²	±25 mm	1 バレル当たり 1 箇所		
		側壁	b=290 mm以内※ ²	±19 mm	1 バレル当たり 1 箇所		
	削孔 間隔 (縦)	頂版	b=1,000 mm以内※ ³	±25 mm	1 バレル当たり 1 箇所		
		底版	b=1,000 mm以内※ ³	±25 mm	1 バレル当たり 1 箇所		
		側壁	b=1,000 mm以内※ ³	±19 mm	1 バレル当たり 1 箇所		
	※1 設計値±1/2 d d：削孔する既設構造物の主鉄筋の直径 (頂版 D25、底版 D25、側壁 D19)						
	※2 有効高さ/2 有効高さ：部材厚から既設背面主鉄筋のかぶりを除いた高さ (頂版 430 mm、底版 530 mm、側壁 580 mm)						
	※3 1,000 mm以内かつせん断補強筋径 (D22) の 48 倍以内						
	②撮影記録による出来形管理						
			撮影項目	撮影頻度	撮影方法・管理方法		
		削孔径	1 面当たり 1 箇所	施工管理基準に準ずる			
		削孔深さ	1 面当たり 1 箇所				
		削孔間隔	1 面当たり 1 箇所				
2) 無収縮モルタル増厚工							
①直接測定による出来形管理							
項 目		管理基準値	規格値	測定基準			
厚さ		+15 mm － 0 mm	－ 0 mm	20 m に毎に 1 箇所の割合で測定する。左右の側壁を測定する。			
外観		増厚面にむらがなく、剥がれ、浮き、ひび割れ等がないこと。					
面積			施工面積≥ 設計面積	施工面積について展開図又はその他の方法により測定 (求積) し、確認する。			
②撮影記録による出来形管理							
		撮影項目	撮影頻度	撮影方法・管理方法			
		削孔径	設計値以上	1 面当たり 1 箇所			

項 目	内 容				備 考
	3) 目地補修工				
	①直接測定による出来形管理				
	工種	項目	管理基準値	規格値 (参考値)	測定基準
	目地補修工	切削幅	+ 0 mm、－ 2 mm	+ 0 mm	各補修箇所。測定位置は左右壁中央付近、底版中央付近及び頂版中央付近の計 4 箇所。
		切削深さ	－ 0 mm	－ 0 mm	各補修箇所。測定位置は左右壁中央付近、底版中央付近及び頂版中央付近の計 4 箇所。
		延長	－ 0 mm	－ 0 mm	各補修箇所。
		外観	目地材が目地部にねじれなくまっすぐに挿入されていること。	同左	各補修箇所を目視確認する。
	②撮影記録による出来形管理				
	工種		撮影基準	撮影箇所	
	目地補修工	切削工	施工延長概ね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。50m未満は 2 箇所撮影する。	施工状況撮影する。 【施工中】	
				切削幅及び深さ（左右側壁及び底版）を撮影する。水路側壁外からの湧水がある場合は、止水又は導水の状況が判別できるように撮影する。【施工後】	
		目地設置	施工延長概ね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。50m未満は 2 箇所撮影する。	施工状況を撮影する。 【施工中】	
				補修箇所の延長を撮影する。【施工後】	
			全 1 回	材料の総使用量が分かるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。【施工後】	

項 目	内 容						備 考	
(3) 品質管理	1) 無収縮モルタル増厚工							
	工種	区分	試験 (測定) 項目	試験 方法	試験(測定) 基準	規格値		
	下地 処理	施工	付着 強度 試験	単軸 引張 試験	断面変更毎に 1 箇所 (1 箇所の試験 数 3 個)	3 個の試験値の平均 値1.0N/mm ² 以上、か つ個々の試験値が 0.85 N/mm ² 以上		
	無 収 縮 モ ル タ ル 増 厚	材料	付着 強度 試験	JSCEK- 561	各構造物に対 し 1 回	(標準・多湿・低温条 件の場合) 付着強度1.5 N/mm ² 以上 (水中・乾湿・温冷条 件の場合) 付着強度1.0 N/mm ² 以 上		
		施工	付着 強度 試験	単軸 引張 試験	断面変更毎に 1 箇所 (1 箇 所の試験数 3 個)	3 個の試験値の平均 値1.0N/mm ² 以上、か つ個々の試験値が 0.85 N/mm ² 以上		
	2) 継手補修工							
	工種	区分		試験 (測定) 項目	試験 方法	規格値		
	止 水 バン ド工	材 料	ゴ ム	デュロメーター 硬さ	JIS K 6253の 5 (加硫ゴ ム及び熱可塑性ゴムー硬 さの求め方ー第 5 部：硬 さ試験機の校正及び検 証)	分類に よる許 容差内		
				引 張 試 験	7.0MPa (71.4kgf/ cm ²) 荷重時 の伸び	JIS K 6251 (加硫ゴム及 び熱可塑性ゴムー引張特 性の求め方)	分類に よる値 以下	
					引張強さ	JIS K 6251 (加硫ゴム及 び熱可塑性ゴムー引張特 性の求め方)	分類に よる値 以上	
					伸び (%)	JIS K 6251 (加硫ゴム及 び熱可塑性ゴムー引張特 性の求め方)	分類に よる値 以上	

項 目	内 容						備 考	
			促進 老 化 試 験	引張強さ変 化率（％）	JIS K 6257（加硫ゴム及 び熱可塑性ゴム－熱老化 特性の求め方）	分類に よる値 以内		
				伸び変化率 （％）	JIS K 6257（加硫ゴム及 び熱可塑性ゴム－熱老化 特性の求め方）	分類に よる値 以内		
				デュロメー ター硬さの 変化（H _A ）	JIS K 6257（加硫ゴム及 び熱可塑性ゴム－熱老化 特性の求め方）	分類に よる規 格値内		
			圧縮永久ひずみ （％）	JIS K 6262（加硫ゴム及 び熱可塑性ゴム－常温、 高温及び低温における圧 縮永久ひずみの求め方）	分類に よる値 以下			
		鋼 材	品 質	種類及び物 性値・質量・ 寸法の明示	JIS G 4304（熱間圧延ス テンレス鋼板及び鋼帯） 及びJIS G 4305（冷間圧 延ステンレス鋼板及び鋼 帯）に準拠	－		
				ボ ルト	品 質	種類及び鋼 種・寸法の 明示		
		本 体	水密性		内水圧試験 継手変位なし	所定の 水圧で 漏水が ないこ と		
					内水圧試験 継手変位あり （ジョイント間隔・段差）			
					外水圧試験 継手変位なし			
					外水圧試験 継手変位あり （たわみ）			

3. 工事写真における
黑板情報の電
子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。

黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL

項 目	内 容	備 考
	「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1) の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録しても良いこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準別表2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記(1) に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	
第11章 天災その他不可抗力 1. 工事現場の巡視等について	受注者は工事現場を随時巡視し、災害防止及び上水の汚濁防止のため、必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。 この場合は、監督職員に遅滞なく報告し、指示を得るものとする。 ただし、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りではない。 なお、臨機の措置に要した費用については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。	
第12章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 断水期間及び断水時間に変更が生じた場合。 (2) 工事期間中に工事目的物を使用したことによって、受注者に損害を及ぼした場合。	

項 目	内 容	備 考
	(3) 想定する施工方法等の変更が必要となった場合。 (4) 新たな補修等が必要となった場合。 (5) 補修工の養生対策が必要となった場合。 (6) ポンプ等による水替工が必要となった場合。 (7) 仮設足場が必要となった場合。 (8) 目地部背面からの湧水の止水処理又は導水処理が必要となった場合。 (9) 歩掛調査等を追加する場合。 (10) 第三者との協議により変更が生じた場合。 (11) 関係機関及び地元との協議調整により、工事を変更・追加する場合。 (12) 現地精査により、変更の必要が生じた場合。 (13) その他工事施工上、監督職員が必要と認めたもの。 (14) 遠隔確認を行う場合。	
第13章 公共事業関係 調査に対する協力	(1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。 (2) 間接工事費等諸経費動向調査 本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、間接工事費等諸経費動向調査の実施方法等の詳細については、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。 また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。	
第14章 その他 1. 契約後VE 提案	(1) 定 義 「VE 提案」とは、工事請負契約書第19 条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 (2) VE 提案の意義及び範囲 ① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更に伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 (3) VE 提案書の提出	

項 目	内 容	備 考
	① 受注者は、(2)のVE 提案を行う場合、次に掲げる事項をVE 提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア）設計図書に定める内容とVE 提案の内容の対比及び提案理由 イ）VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ）VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ）発注者が別途発注する関連工事との関係 オ）工業所有権を含むVE 提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ）その他VE 提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出されたVE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該VE 提案に係る部分の施工に着手する日の35 日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。 (4) VE 提案の適否等 ① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書様式6－5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19 条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第24 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10 分の5に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧ 発注者は、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第24 条（請負代金額の変更方法等）第1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。 VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE 管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測	

項 目	内 容	備 考
	不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 (5) VE 提案書の使用 発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。 (6) 責任の所在 発注者がVE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。	
2. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体(CD-R 又はDVD-R) 正副2部 ・工事完成図書の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
3. 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事施工において、自ら立案企画した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができるものとする。	
4. 配置予定監理技術者等の専任期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「合格通知書」における日付)とする。	
5. ワンデーレスポンス実施に関する事項	「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。	
6. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。	

項 目	内 容	備 考
	る。 (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長（総括監督員）、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 (2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長（総括監督員）、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 (3) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長（総括監督員）、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。 (4) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長（総括監督員）、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。 (5) 建設コンサルタントの出席 上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 (6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。	
7. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額相当では	

項 目	内 容	備 考						
	適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。							
8. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。 <table border="1"> <tr> <th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>調達地域等</th></tr> <tr> <td>敷鉄板</td><td>t=22</td><td>小牧市</td></tr> </table>	資 材 名	規 格	調達地域等	敷鉄板	t=22	小牧市	
資 材 名	規 格	調達地域等						
敷鉄板	t=22	小牧市						
9. 現場環境の改善の試行	本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 (1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様をたす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）トイレ イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）							

項 目	内 容	備 考
	ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） （2）快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／施工箇所までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 （3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。	
10. 現場環境改善費	（1）現場環境改善費の内容は次のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し、合計5つの内容を実施することとする。 ただし、地域の状況・工事の内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよいものとする。詳細については、監督職員と協議実施するものとする。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 （2）次に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。 （3）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。	

項 目	内 容		備 考
	計上項目	実施する内容（率計上分）	
	仮設備 関係	①用水・電力等の供給 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	
	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	
	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策 ③避暑（熱中症予防）・防寒対策	
	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献	
11. 週休2日による 施工	（1）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。 受注者は、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 （2）「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、受注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、含まな		

項 目	内 容	備 考										
	い。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。 ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記録された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ① 補正係数 <table><tr><th></th><th>4週8休以上 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費(賃料)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費(率分)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費(率分)</td><td>1.05</td></tr></table> ② 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知別紙8（事業（務）所長用）に示す「7．法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。		4週8休以上 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)	労務費	1.02	機械経費(賃料)	1.02	共通仮設費(率分)	1.02	現場管理費(率分)	1.05	
	4週8休以上 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)											
労務費	1.02											
機械経費(賃料)	1.02											
共通仮設費(率分)	1.02											
現場管理費(率分)	1.05											

項 目	内 容	備 考									
12. 週休 2 日制の促進	(6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>区分</th><th>補正係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td>4週8休以上</td></tr> <tr> <td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1. 02</td></tr> </tbody> </table>	名称	区分	補正係数			4週8休以上	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 02	
	名称	区分	補正係数								
			4週8休以上								
	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1. 02								
	(1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評価において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。 (2) 発注者は、現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評価において加点評価するものとする。 ただし、工事成績評価に基づく工事成績の合計は100 点を超えないものとする。 また、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評価の点数を10 点減ずることとする。 なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。 ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。 なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。 ○監督職員用 【働き方改革】 ☐月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 ② 現場閉所による月単位の週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3－1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の 2 つの評価事項を追加し、両方で加点評価する。 ただし、週休 2 日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。 ○監督職員用 ☐休日の確保を行った。 ☐その他[理由：現場閉所により月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。] ○事業所長用 ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐その他[理由：現場閉所により月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。] ③ 現場閉所による月単位の週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行										

項 目	内 容	備 考
13. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について 14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1 点を加點評価する。 ○事業所長用 □その他[理由：現場閉所による月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。] (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。 (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 (2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。 (1) 本工事は、熱中症対策に資するため、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 (2) 用語の具体的な内容は以下のとおりである。 ア 真夏日 日最高気温が 30℃ 以上の日をいう。 イ 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では、夏期休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ウ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測結果確認方法及び確認結果の報告方法を記載した施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。 (4) 日最高気温については、施工現場から最寄りに位置する気象庁の地上気象観測所での計測結果、又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃ 以上となる日を真夏日とみなすものとする。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りに位置する気象庁の地上気象観測所以外で、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いてもよいものとする。 (5) 受注者は、監督職員に計測結果を報告するものとする。 (6) 発注者は、上記（5）に基づき工期中の真夏日率を算定、以下の式により算出された補正率を現場管理費率に加算して、設計変更を	

項 目	内 容	備 考
17. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 (6) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費や準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 (3) 受注者は、上記（2）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「（4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	
18. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている142日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。	

項 目	内 容	備 考
19. CORINSへの登録 第15章 定めなき事項	また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和7年3月31日（工事完了期限日）まで 技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。 この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

コンクリート水路補修材料品質規格

(1) 目地補修材

要求性能項目			品質項目	照査方法		品質規格値
基本的性能	成型ゴムの耐久性	耐候性	紫外線による劣化	JIS K 6266 (キセノン 4,000 時間又はサンシヤイン 2,400 時間)		ひび割れ、変色等がないこと
		耐オゾン性	オゾンによる劣化	JIS K 6259 (オゾン濃度 50pphm、40℃、96 時間、50%引張歪み)		JIS K 6259 附属書 1 によるき裂の評価で、A-1 を限度とする
			成型ゴム露出表面の応力状態 (引張応力)	目地成型ゴム挿入工法（品質規格Ⅰ型）の耐オゾン性試験方法（案）		FEM 解析又は歪み測定において、成型ゴム露出表面に引張応力（又は引張歪み）が働かないこと
				目地成型ゴム挿入工法（品質規格Ⅱ型）の耐オゾン性試験方法（案）		歪み測定又は FEM 解析等において、成型ゴム露出表面に働く引張応力（又は引張歪み）が、同種ゴムの屋外における実績以下であること
		耐熱老化性	伸び変化率	JIS K 6257（70℃、96 時間）		伸び変化率-20% 以内
	成型ゴムの脱落抵抗性		外力に対する安定	目地成型ゴム挿入工法の脱落抵抗性試験方法（案）		1.0N/mm ² （MPa）以上
	接着剤の耐久性	付着性	接着剤の付着強度	JSCE-K 561 (乾湿繰返し及び温冷繰返し回数は 20 サイクル)	標準条件	1.5N/mm ² 以上
					多湿条件	
					低温条件	
					水中条件	1.0N/mm ² 以上
					乾湿繰返し条件	
					温冷繰返し条件	
	伸縮追従性		成型ゴムの圧縮永久歪み	JIS K 6262 (70℃、24 時間、25%圧縮)		30%以内
	止水性		水圧による漏水	目地成型ゴム挿入工法の止水性試験方法(案) (試験水圧 0.1MPa、水圧保持時間 3 分間)		漏水が認められないこと

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海農政局長 秋葉 一彦 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	西濃用水第三期地区 西部幹線水路平尾第三暗渠耐震化対策他補修工事
工 事 場 所	岐阜県不破郡垂井町平尾地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

西濃用水第三期地区 西部幹線水路平尾第三暗渠耐震化対策他補修工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 構造物撤去工	耐震化対策工			
(1)スクリーン撤去工				
1)スクリーン撤去		基	1	
(2)既設伸縮可とう継手撤去工				
1)既設伸縮可とう継手撤去		箇所	4	
2)殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	合成ゴムくず	m3	0.04	
3)有価物運搬		ton	0.48	
2. 構造物撤去工	補修工			
(1)構造物取壊し工				
1)既設目地撤去工		m	611.5	
2)殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋コンクリート	m3	0.5	
3. 耐震化対策工				
(1)高圧洗浄工				
1)高圧洗浄工		m ²	297	
2)殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	混合廃棄物	m3	3.0	
(2)あと施工せん断補強鉄筋工				
1)あと施工せん断補強鉄筋工	頂版, D22 L=360mm	本	702	
2)あと施工せん断補強鉄筋工	側壁, D22 L=510mm	本	540	
3)あと施工せん断補強鉄筋工	底版, D22 L=460mm	本	600	
(3)増厚工				
1)無収縮モルタル		m3	42	
2)型枠		式	1	
3)鉄筋	D16	ton	2.84	
4)鉄筋	D22	ton	4.86	
5)コンクリート削孔工		孔	1,488	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
6)ペイント塗装		m ²	5	
7)支保工		式	1	
(4)継手工				
1)伸縮可とう継手設置工		箇所	7	
4. 水路補修工				
(1)目地補修工				
1)成型ゴム挿入工		m	611.5	
2)資材運搬		m ³	1.1	
(2)継手補修工				
1)継手補修	止水バンドφ2,300mm 平尾第一サイホン	箇所	82	
2)継手補修	止水バンドφ2,300mm 平尾第二サイホン	箇所	69	
5. 復旧工				
(1)スクリーン復旧工				
1)スクリーン据付		基	1	
6. 仮設工				
(1)仮設道路工				
1)敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22mm	m ²	2	
(2)排水処理工				
1)排水ポンプ (仮設)	6以上～30未満, 常時排水	箇所	3	
(3)仮設備工				
1)換気設備	平尾第一・第二サイホン	日	45	
2)換気設備	平尾第一・第二暗渠	日	18	
3)換気設備	平尾第三暗渠	日	93	
7. その他				
(1)運搬費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1) 共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送		式	1	
(2) 技術管理費				
1) 共通仮設（積上げ）				
技術管理費				
鉄筋調査		m ²	401	
付着強度試験		箇所	7	
圧縮強度試験		箇所	1	